

## 第7回共同ワーキング・チーム議事概要

(日時) 平成28年12月12日(月) 13時00分～16時00分

(場所) 中央合同庁舎2号館10階 第1会議室

(議事) 1 独立行政法人会計基準に係る中長期課題に関する論点  
2 質疑応答、意見交換

### 【Ⅰ. 独立行政法人会計基準に係る中長期課題に関する論点】

- 事務局から資料の説明があった。

### 【Ⅱ. 質疑応答と意見交換】

- 事務局の説明及び前回までの議論を踏まえ、メンバーから以下の質疑及び意見があった。

#### 1. 独立行政法人の財務諸表の体系について

- ・ 独立行政法人は、国から独立した法人格を持ち、その会計があらわす内容と国の財務書類全体があらわすべき内容とは違うものとするが、国の財務書類と独立行政法人の財務諸表との整合性をとる必要があるのか。

また、整合性をとる場合、国の財務書類では、資産・負債差額増減計算書の中で、本年度業務費用合計と財源を対比することによって実質的な損益状況があらわされるが、こういった情報は、独立行政法人ではどのように提供されるのか。

- ・ 利益概念に関しては、行政サービス実施コスト計算書(以下、「行政コスト計算書」とする。)をメインにすることで、すっきりするため、変な利益に関してのミスリードがなくなるのではないかと。

ただ、損益計算書という名称を残しておくことになり、これが通則法第44条の利益を計算するための書類といった名称であれば、ミスリードにならないのではないかと。

- ・ フルコストというものと、法人の長の評価をするための損益計算書が一緒になると、財務業績の概念も混在することになり、わかりにくい点があるのではないかと。

その他の行政コストは、非営利法人でというような、拘束性純資産や非拘束性純資産といった拘束性はあるのか。または、実態資本維持的な意味合いでのコスト性はあるのか。

- 行政コスト計算書に損益計算書とほぼ同様の情報が出てくると、損益計算書が通則法第 44 条の利益だけを算出するというのであれば、その役割については、注記扱いとまではならないとしても、それと同じくらい位置づけが劣化してしまうのではないか。

加えて、損益計算書に行政コスト計算書と同じ情報を繰り返し載せないとした場合には、費用収益の対応という概念については、独立行政法人の財務諸表の中の、どこで見ていけば良いのか。

- 財務諸表間の連携関係を保つことで、どのような有用情報になるのかということが、連携させることの一番の意味だと考える。それがなければ連携させる必要はなく、それぞれの財務諸表だけで関係すれば足りるのではないか。

行政コスト計算書と損益計算書の概念整理をする場合には、業績の適正な評価という面而言えば、どうしてもその目的が重複する部分が生じる。その場合、1 つの計算書としてもいいのだが、便宜上、法律の要請もあり、分ける必要があることから、概念整理の上では重複する部分の取扱いや、あるいは名称については、また別の問題と扱ってよいものとする。

- 行政コスト計算書がメインの財務表となり、損益計算書は従たる立場になるのではないかという危惧が見受けられるが、主従の関係になるのではなく、依然として並列の関係にあるものとする。

また、損益計算書の名称変更をしないのであれば、その位置づけや役割をよく説明して、行政コスト計算書との意味合いについて理解してもらう必要があるのではないか。

- パブリックサービスという特質から考えると、行政コスト計算書の重要性を再認識したという整理は非常に意味のあるものではないか。その上で、通則法で求められている損益計算書を作成するというのも意味があると、財務諸表自身でよく説明をしておくべきものとする。

さらに、将来的には財務諸表から非財務情報ヘリファリングなどして、どのような業績と対比すべきものかとか、または、セグメント情報のところにそのような内容を書き込むなどすれば、フロー情報として非常にわかりやすくなるのではないか。

- 行政コストの位置づけとして、その重要性に配慮して見直し情報を入れるというのは非常に有意義であるとする。

ただし、その説明を書き込む際には、独立行政法人の財務報告が、当該法人の運営努力の成果情報のみならず、当該法人の事業成果を含めて開示するものであるという点を説明しておくとうわかりやすくなるのではないかと。

- ・ 企業会計で言うと、評価につなげるという観点から、企業会計基準ではなくて、財務報告基準という名前になっている。

例えば、会計基準だけ直せばいいのかというと、5年もたつと実態と合わなくなる等、色々あり、独立行政法人それぞれの MD&A のようなところでまで踏み込んでおくことが良いと考える。

また、財源の大部分を対価収入が占める法人も存在するので、そういった法人に関する整理についても明記しておくとう、従来のものよりは、わかりやすくなるのではないかと。

- ・ 非財務情報と財務情報との整合性をとれるようなセグメントにするという思想で整理し、その関係性をしっかりと説明できるようにしておかないと、利用者にとってわかり難いものとなる。

- ・ コスト面での問題点は、資本金見返費用を除いて、ほぼ解決するのではないかと。そうすると、利益側でよく認識しておくべきなのは、業務達成基準による利益であり、このあたりがどれくらい今後、実効あるものとして運用されるかというのが大きな課題だと考えている。この場合、事務事業で行われた成果が、どのように達成されているのかということについて、納得感のある説明が非常に重要になるのではないかと。

- ・ 行政コスト計算書と損益計算書を統合した計算書を採用する場合には、通則法第 44 条の利益の表示により、事務事業の確実な実施とともに業務の効率をいかに上げていくかといった点が明示され、加えて、損益構造を見た場合に、一般的には大赤字の状況にあるといった状況が明示され、理解しやすくなることから、統合したことによる十分な説明が必要であるとしても、数字としては、これが出発点ですといったことを明示する体系にしておくことが本来の趣旨を継いでいるものとする。

- ・ 損益計算書の最後の数字を膨らませることで、その残った財源により、投資して、研究していくという循環にすることで、フルコストも大事だが、やはりそういうマネジメントとして収益を上げるという思想をしっかりと持ってもらうためには、損益計算書も重要な財務表の一つであるという位置づけが良いものとする。

える。

- 行政コスト計算書と損益計算書を別々に作成した場合には、フローの財務業績は損益計算書だけではわからないので、少なくとも国の財務書類である資産・負債差額増減計算書でいうところの、本年度業務費用合計と財源の表示のように、フローの財務業績が純資産変動計算書でわかるように表示するのが良いのではないか。
- 損益計算書で通則法第 44 条の利益を算定するといっても、実際には、これとは別のところで経営努力の認定がなされているので、わかりにくいのではないか。そのような利益を出すのであれば、例えば、現金の裏付けのある利益とない利益、といった形で概念整理することも有用ではないか。
- 独立行政法人自身が自己収入を積極的に増やしてはいけないと思っていたり、もしくは、独立行政法人が自己収入を増やした場合には民業圧迫だと言われたりするが、本来は、国民の金であるし、研究の目的も、それによってイノベーションを起こしていくということをやっているので、誤解を解いてあげたり、課題や改善したいこと等を、財務報告の中の MD&A で出してあげることが必要ではないか。
- 今回の議論をする際に、一番初めに大事にしないといけないのは、国民負担のところだと思っていた。その観点からすると、行政コスト計算書と損益計算書を作成する案は、名前も含めて、わかりやすい案になっているのではないか。

## 2. 予算及び決算の対比について

- 予算と決算の対比という話と、今、独立行政法人で開示している情報と決算情報との対比というのは、意味合いが違うのではないか。  
予算に従って、独立行政法人の方でしっかりと管理しているか、ということを明確にするのが重要なため、議論を分けておく必要がある。
- 発生主義ベースの収支計画を実績と対比する場合には、例えば、民間企業では当然ながら予算の段階で目標利益を持つことになる。  
独立行政法人は利益を生むことを目的としないので、予算の段階で利益が出るという概念はおかしくないか。これを作り始めると、国民としては、最初から努力しないのかというように見えてしまう。  
そのため、もしこれをやり始めると、やはり目標利益のような概念が出てこな

いと、あまり意味のない対比になりかねないを考える。

- 目標としての自己収入を書いてしまった場合には、その通りの実績が求められてしまうため、実際には建前のものしか予算には書けないのではないか。
- 今回の整理は、会計基準改訂に当たっての基本的な指針というよりは、むしろ将来の財務報告基準作成に向けた指針というような意味合いのほうが大きいのではないか。  
また、予算と決算の対比のところに、行政コストの見通しを入れる場合、サービス成果の情報と並列で開示されないと、利用者の方ではどのように見て良いかわからない部分があるのではないか。

○ その他

- 独立行政法人の財務諸表の体系については、「行政コスト計算書」と「損益計算書」を作る案が、委員意見の大多数を占めたことから、今後の検討に当たっては、この案を前提に各種論点を整理することとされた。  
また、議論の中で提示された「行政コスト計算書」と「損益計算書」を統合する案についても、検討の経緯として記録にとどめることとされた。
- 次回は、1月最終週または2月中旬を目途に開催することとされた。

以上